

2020年4月7日

お客様各位

株式会社宅建ファミリー共済

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う業務体制について

平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大により、政府の緊急事態宣言が発令され外出の自粛等が要請されました。これを受け、弊社では、役職員の安全確保、ならびに新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部の勤務体制の縮小を実施いたします。

なお、勤務体制縮小の実施中も、保険金支払等のお客様対応に関する業務は通常通り継続いたしますが、受付の集中等により、業務に遅れが生じることも想定されます。

何卒、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 勤務体制を縮小する期間

2020年4月8日（水）から1か月程度を予定

（勤務体制縮小を終了するときは、速やかにお知らせいたします）

2. 各種受付等の窓口

以下の受付等の業務は、通常通り行います。

ご報告・受付の内容	ご連絡・お問い合わせ窓口
保険事故のご報告・受付	宅建ファミリー共済 事故受付センター 問合せ先 0120-0810-75（受付：24時間・365日）
事故対応中案件のお問い合わせ	宅建ファミリー共済 事故センター 問合せ先 0120-0810-57（受付：平日 9：30～17：30）
保険に関するお問い合わせ	宅建ファミリー共済 お客様専用ダイヤル 問合せ先 0120-0810-62（受付：平日 9：00～17：00）

3. 宅建ファミリー共済ホームサポート（水回りなどの駆け付け修理サービス）

地域等により、通常のサービスを継続できない場合があります。